

地域の皆さんを支援する民生委員・児童委員のご紹介

民生委員・児童委員は「民生委員法」、「児童福祉法」によって設置されている地域住民を支援するボランティアです。町の民生委員推薦会から推薦され、茨城県社会福祉審議会の意見を聴いた上で茨城県知事が推薦し、厚生労働大臣からの委嘱を受けています。

民生委員は子どもに関わる問題を担当する「児童委員」も兼ねています。また、児童に関わる相談・支援を専門的に担当する委員として「主任児童委員」もいます。

民生委員・児童委員には守秘義務がありますので、地域の方からのご相談内容の秘密は守られます。あなたの地域の民生委員・児童委員は次のとおりです。



(任期：令和4年11月30日まで)

布川地区	
氏名	担当地域
かどわき つよし 門脇 侃	利根ニュータウン1～16街区
たばた かつよし 田端 克吉	利根ニュータウン 17～34街区、太子堂
さとう まきかつ 佐藤 正勝	利根ニュータウン 35～44、69街区、商店街
あらかし ただおみ 荒木 忠臣	利根ニュータウン 45～50、63～67街区
かざま とみえ 風間 富江	利根ニュータウン 51～62、68街区
すずき のりこ 鈴木 法子	内宿、浜宿
くぼ としかず 窪 俊和	布川台
なかの ただかつ 中野 傳功	八幡台
しらい たけお 白井 武男	馬場上坪、下坪、新町
いだい けいこ 依田 啓子	馬場東、山王
わたなべ ようこ 渡辺 陽子	四季の丘
ながた りつこ 長田 律子	
みたに ひろし 三谷 博	中宿、上柳宿
たがみ こういち 田上 幸一	下柳宿、サーパス布佐、谷原
みわ てるこ 三輪 照子	白鷺の街1班～8班
ありが ひろやす 有賀 弘康	白鷺の街9班～17班
むらこし としこ 村越 敏子	利根フレッシュタウン北東部 26～34、43～45、54街区
やまくち ひろこ 山口 裕子	利根フレッシュタウン北西部 1～5、10～17街区
いはら しずえ 伊原 静枝	利根フレッシュタウン南西部 6～9、18～25街区
やまもと やすお 山本 康雄	利根フレッシュタウン南東部 35～42街区
やまざき しょうぞう 山崎 昭三	利根フレッシュタウン東部 46～60街区 (54街区を除く)

主任児童委員	
氏名	担当地域
たかの みか 高野 美香	利根町全域
くめはら れいこ 桑原 礼子	

文地区	
氏名	担当地域
おおの つぎお 大野 次男	羽根野、上曾根、押付本田
くぼ おさむ 久保 脩	羽根野台1班～10班
やすだ きよし 安田 喜世史	羽根野台11班～21班
うえまつ かずとし 植松 和俊	羽根野台22班～30班
しらishi やすき 白石 安記	羽根野台31班～40班
ゆはら よしふみ 油原 良文	下井、押付新田、中田切
ながしま やすお 長島 康夫	下曾根、早尾、大平、横須賀
さいとう たかし 斉藤 孝	早尾台1班～9班
かせ さいこ 加瀬 彩子	早尾台19班～29班
なかの ひさお 中野 久雄	早尾台10班～18班
いがらし しげお 五十嵐 繁夫	もえぎ野台1～2丁目、 3丁目1～3班、4丁目1班
しばさき てるお 芝崎 輝雄	もえぎ野台3丁目4～10班、 4丁目2～4班
やまもり ひさこ 山森 久子	もえぎ野台4丁目5～8班、5丁目

文間地区	
氏名	担当地域
はちや よしこ 蜂谷 佳子	押戸、奥山
さかもと ひろこ 坂本 廣子	大房
まえだ みえこ 前田 三枝子	立木 (立木新田を除く)

東文間地区	
氏名	担当地域
ふじしろ あつり 藤代 篤則	羽中、福木、三番割
いわと きみこ 若戸 君子	中谷、立崎十字路境南側
おおさき みちこ 大崎 道子	惣新田、立木新田、立崎十字路境北側
のむら けいこ 野村 圭子	加納新田、東奥山新田

問い合わせ先 役場福祉課 社会福祉係
☎68-2211 (内線122)

消費生活相談だより
若者に広がる「モノなしマルチ商法」にご注意！

連鎖販売取引、通称「マルチ商法」とは、会員が新規会員を誘い、その新規会員がさらに別の新規会員を勧誘する連鎖により、組織を形成、拡大するという販売形態です。これまでマルチ商法の相談では、健康食品や化粧品などの「商品」に関する相談が多くみられていましたが、近年、マルチ商法も多様化しており、ファンド型投資商品や副業などの「役務」に関する相談が増加しています。そういった「モノなしマルチ商法」についての相談は、特に20代の若者世代で多くみられます。4月は新入学や新社会人になるなどで親元を離れる若者も多いと思われていますので、注意しましょう。

アドバイス！

1. 実態や仕組みがよく分からない契約はしないようにしましょう。
2. 友人や知人であっても、アヤシイ勧誘はきっぱりと断りましょう。
3. 安易に借金をするのはやめましょう。
4. 世の中にそう簡単に儲かるうまい話はありません。

事例1
新しく知り合った友人から、暗号資産（仮想通貨）への投資勧誘をされた。内容はよくわからなかったが、契約して大金を投資した。さらに、新規に投資してくれる人を紹介すれば、紹介料をもらえると言われたので、友だちを何人か勧誘したが誰にも入ってもらえなかった。そこで事業者に解約と返金を頼んだが、取り合ってもらえなかった。

事例2
SNSで知り合った人から「海外の不動産に投資すれば配当がある。新しく投資する友人を紹介すれば紹介料が入る。お金がなければ消費者金融で借りればよい。借金の返済はすぐできる。」と言われ、総額130万円を借りて渡したが、契約の仕組みがわからないし、配当はないし、人に紹介もできないので借金を返せない。また、返金もしてもらえない。

事例3
マッチングアプリで知り合った男性に勧誘され、株の勉強会に入会金80万円を支払って入会したが、毎回、仲間とおしゃべりするだけで勉強会とは名ばかりなので返金してほしい。

事例4
カフェで知り合った人から、仮想通貨のウォレット（取引所など、仮想通貨の保管場所）を扱っている外国の会社のアフィリエイト（ウォレットを広める仕事）の勧誘をされた。自分が紹介した人が登録すれば、その人の登録料の10%分がもらえると言われた。そこで、自分も登録料22万円を支払って契約した。その後、話がおかしいことに気付き返金を求めたが「自分は社員ではないので返金はできない」と言われた。

おかしいと思われたらご相談ください。

相談窓口 ①役場経済課 消費生活相談窓口 毎週火曜日 午前10時～午後5時（正午～午後1時の時間を除く）
☎68-2211 (内線435)
お電話や匿名でも消費生活相談員がご相談をお受けしています。

問い合わせ先 ②火曜日以外の平日と日曜日は、茨城県消費生活センターへ 午前9時～午後5時（日曜日は電話のみ）
☎029-225-6445
③土曜日は、188（いやや！）の消費者ホットラインで国民生活センターへ。
なお、近隣市町村へのご相談はご遠慮ください。

商工会だより 商工会に加入しませんか

商工会は、商工業の総合的改善発達を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資する事を目的として設立された商工業者の組織です。

主な事業

- 金融・税務・経理・経営・労務等経営全般についての相談および指導
- 専門家派遣事業
- 税務記帳指導・記帳代行・労働保険（労災保険・雇用保険）事務代行
- 各種共済制度加入促進 ●各種情報の提供

会費 (月額/口座振替または現金払い)
法人企業…2,000円 個人事業主…1,500円
特別会員…500円 ※加入金(加入時のみ) 5,000円
※特別会員とは…商工業者ではないが、商工会の趣旨に賛同し事業などへご協力していただける方。

加入資格…町内で事業を始めて6カ月を過ぎた商工業者（法人・個人・商店の方）は加入できます。
申し込み方法…商工会に、所定の加入申込書がございますので、記入して提出ください。

～青年部員・女性部員募集中！～

	青年部	女性部
資格	商工会に加入している45歳までの経営者ならびに後継者の方。	商工会員である事業者または配偶者親族であり、その事業に従事している女性。
主な活動	・町主催および県、県南青年部事業の協力。	・地域商工業の発展と、まちづくりの原動力となる活動への参加。 (例：町主催祭行事など)
年会費	12,000円	2,000円

問い合わせ先 利根町商工会 ☎68-7417